

令和4年度

特定子ども・子育て支援施設等の

指導検査 ～保育内容～

大田区こども家庭部
保育サービス課 指導検査担当

1. 児童一人一人に応じた保育の徹底

- (1) 子どもの人権に十分配慮し、子ども一人一人の人格を尊重した適切な保育
- (2) 児童の健康状態の把握
- (3) 児童虐待等についての対応
- (4) アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供

2. 安全対策の徹底及び事故発生時の対応

- (1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策
- (2) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策
- (3) 園外保育時、その他、保育中の事故防止対策
- (4) 感染症、食中毒等の予防対策

保育内容編

1. 児童一人一人に応じた保育の徹底

- (1) 子どもの人権に十分配慮し、子ども一人一人の人格を尊重した適切な保育
- (2) 児童の健康状態の把握
- (3) 児童虐待等についての対応
- (4) アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供

2. 安全対策の徹底及び事故発生時の対応策

- (1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策
- (2) 食事時の誤嚥及び窒息等の事故防止対策
- (3) 園外保育時、その他、保育中の事故防止対策
- (4) 感染症、食中毒等の予防対策

3. 保育の内容

4. 保護者との連絡等

5. 備える帳簿

6. 保育従事者の保育姿勢等

7. 設置者の経営姿勢

8. 共通事項

1. 児童一人一人に応じた保育の徹底

(1) 子どもの人権に十分配慮し、子ども一人一人の人格を尊重した適切な保育

◆児童の人権に対する十分な配慮

乳幼児に身体的苦痛を与えることや人格を辱めることがないよう、乳幼児の人権に十分配慮すること。

- しつけと称するか否かを問わず、乳幼児に身体的苦痛を与えてはならない。
- ネグレクトや差別的な処遇、言葉の暴力などによる心理的苦痛を与えてはならない。

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条
「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1 「認可外保育施設指導監督基準」5

1. 児童一人一人に応じた保育の徹底

(2) - ① 児童の健康状態の把握

◆乳幼児の健康状態の把握

- 登園、降園の際、乳幼児一人一人の健康状態の観察を行うこと。
- 登園の際、保護者から乳幼児の状態(体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等)の報告を受けること。また、降園の際、保護者へ乳幼児の状態を報告すること。

◆乳幼児の発育チェック

- 身長や体重の測定など、乳幼児の基本的な発育チェックを行うこと。

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1 「認可外保育施設指導監督基準」7

1. 児童一人一人に応じた保育の徹底

(2) - ② 児童の健康状態の把握

◆乳幼児の健康診断

- 入所（利用開始）時の健康診断

乳幼児の健康状態の確認ため、入所(利用開始)時の健康診断はなるべく利用開始前に実施する。ただし、保護者から健康診断結果又は母子手帳の写し（4か月以内のもの）の提出があった場合は、入所(利用開始)時の健康診断がなされたとみなすことができる。

- 1年に2回の健康診断を実施すること。

施設において直接実施できない場合、保護者から健康診断又は母子手帳の写し(おおむね6か月以内のもの)の提出を受けること。

- ### ◆入所（利用開始）後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育従事者への周知を行うこと。

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」7

1. 児童一人一人に応じた保育の徹底

(3) 児童の虐待等についての対応

◆児童相談所等の専門の機関との連携

入所児童について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとること。

*虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れがみられる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」 第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」 別表1 「認可外保育施設指導監督基準」 5

1.児童一人一人に応じた保育の徹底

(4) アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供

- ◆食物アレルギーのある児童については、生活管理指導表等に基づき、適切な対応を行うこと。
- ◆乳幼児の年齢や発達、健康状態等に配慮した食事内容にすること。
- ◆乳児の食事を幼児の食事と区別して実施すること。
- ◆市販の弁当（仕出し弁当を含む）等の場合、乳幼児に適した内容にすること。
- ◆乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置を行うこと。
離乳食を摂取する時期の乳児についても、食後の状況に注意を払うこと。
- ◆食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理すること。＊仕出し弁当の場合は、献立表をもらうこと。

〔根拠法令等〕

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表「認可外保育施設指導監督基準」6、7

2. 安全対策の徹底及び事故発生時の対応策

(1) - ① 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対応策

乳幼児突然死症候群の予防

◆乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること(仰向け寝の徹底)

- 仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつ伏せ寝を進める場合もあるので、入所（利用開始）時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表「認可外保育施設指導監督基準」7

◆乳幼児のそばを離れず、必ず職員がそばで見守ること。

◆保護者と緊密なコミュニケーションをとり、家庭での子どもの様子や体調、睡眠時の癖等を把握すること。預かり始めの時期や体調不良明けは特に注意する。

〔参考資料〕 「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について（通知）」別紙

2. 安全対策の徹底及び事故発生時の対応策

(1) - ② 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策

◆睡眠中の児童の顔色や呼吸をきめ細かく観察すること。

- 必ず一人一人チェックし、その都度記録する。
- 睡眠時のチェック間隔は、0歳時は5分に1回、1・2歳時は10分に1回が望ましい。
- 預かり始めの時期は特に注意してチェックする。
- 体調不良等いつもと違う様子の際は特に注意してチェックする。
- 人任せにしないよう、チェックする担当者を明確にする。
- チェックする項目
児童の寝付きや睡眠中の姿勢、顔色、呼吸の状態、体温など

◆保育室の明るさは、睡眠時の乳幼児の顔色が判別できるくらいの明るさを保つこと。

◆保育室では、禁煙を厳守すること。

〔根拠法令等〕

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表「認可外保育施設指導監督基準」7

〔参考資料〕

「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について（通知）」別紙

2. 安全対策の徹底及び事故発生時の対応策

(1) - ③ 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策

<参考>睡眠時の死亡事故の事例

◆事例概要

保育従事者が0歳6か月の男児にミルクを飲ませて寝かしつけ、ベビーベッドに移した後しばらくして確認に行ったところ、異常が認められたため救急搬送されたが、その後死亡が確認された。

◆明らかになった問題点や課題

睡眠時の見守りの重要性や睡眠チェックの重要性が理解されておらず、寝返りを始めた乳児のリスクについて認識が不足していた。

◆検証委員会からの再発防止及びより良い保育の実現のための提言から

睡眠時の対応について

- ・医学的な理由でうつ伏せ寝を勧められている場合以外は必ず仰向けに寝かせること。
- ・子どもの安全確認をきめ細かく行うこと。
- ・子どもを一人にしないこと。

2. 安全対策の徹底及び事故発生時の対応策

(2) - ① 食事時の誤嚥及び窒息等の事故防止対策

◆授乳、排気

- ・ 0歳児の授乳は食事と捉え、身支度を整え、所定の場所でミルクを与えるなど、衛生的な環境で行う。
- ・ 授乳後には排気（げっぷ）をさせ、誤嚥窒息事故につながらないようにする。

◆児童の状況に応じた食事の提供

- ・ 食事を与える際は、小さく切り、食べやすい大きさにする。
- ・ 子どもの口に合った量で与える。
- ・ お茶や汁物などの水分を適切に与える。
- ・ 食事中に眠くなっていないか、正しく座っているか等注意する。

※子どもの年齢月齢によらず普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をする。

〔根拠法令等〕

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表「認可外保育施設指導監督基準」7

〔参考資料〕

「保育所における食事の提供時の事故防止について」(参考)「食品による子供の窒息事故にご注意ください」
(消費者庁)

2. 安全対策の徹底及び事故発生時の対応策

(2) - ② 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策

◆給食での使用を避ける食材

- ミニトマトやぶどう、飴類等の球状の食品を丸ごと食べさせると吸い込みにより軌道をふさぐことがあります危険です。
- 豆やナッツ類など、硬くてかみ砕く必要のある食品は咽頭や気管に詰まると窒息しやすく危険です。
- 餅、白玉団子などに含まれるでんぷん質は、唾液と混ぜると粘着性が高まり危険です。
- いか等固すぎる食材は、噛み切れずそのまま軌道に入ることがあり危険です。

※パンやカステラなどは、唾液を吸収し飲み込みにくくなるため、お茶や汁物など、適切に水分を与えることが大切です。

※物を口に入れたまま、笑ったり、泣いたり、声を出したりすると、誤って吸引し窒息・誤嚥するリスクがあります。

〔参考資料〕 「保育所等における食事の提供時の事故防止について」
参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」
参考「食品による子どもの窒息・誤嚥事故に注意！」（消費者庁）

2. 安全対策の徹底及び事故発生時の対応策

(3) - ① 園外保育時、その他、保育中の事故防止対策（安全確保）

【室内外】

- 乳幼児が出入りする場所には、危険物防止に対し十分配慮すること。危険物を置かない、書庫等を固定する、落下物、コンセント類等危険のないよう配慮する。
- 施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置をする。
- 窒息の可能性のある玩具、小物が保育室に置かれていないか、保育室内及び園庭内の点検を定期的に行う。
- 施錠を十分に行うこと。
- 不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備する。

【プール活動や水遊び】

- 監視体制、専ら監視を行う者とプール指導を行う者を分けてその役割分担を明確にする。

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1 「認可外保育施設指導監督基準」7

2. 安全対策の徹底及び事故発生時の対応策

(3) - ② 園外保育時、その他、保育中の事故防止対策 (安全確保)

【園外保育時 (散歩等)】

- ◆園外保育時は、複数の保育従事者が対応すること。(保育士、看護師、家庭的保育研修修了者が従事している時間帯であって、乳幼児の数が3人以下の場合を除く。)
- ◆散歩等の園外保育については、事前に散歩経路や目的地を確認し、園全体で危険箇所の把握・共有するとともに、園外保育時の職員体制と役割分担、緊急時の連絡方法や手順等対応について検討し必要な対策を実施すること。
- ◆保育園出発時、目的地到着時、散歩先出発時など、場面が変わるごとに人数確認を徹底すること。
 - ・公園等で複数園の児童が遊んでいる場合、他園の児童に紛れ、見失う危険がありますので、特に注意すること。
 - ・見失い事故が起きないように、常に子どもの動きを把握し、職員間の連携を密にして、観察の空白時間が生じないようにすること。

◎見失い、置き去り等は、重篤な事故に至る危険性のある事故です。

〔根拠法令等〕

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」7

〔参考資料〕

「保育所等における園外活動時の留意事項について」

別添1「保育所等での保育における安全管理の徹底について」

別添2「保育所における園外活動時の安全管理に関する留意事項」

2. 安全対策の徹底及び事故発生時の対応策

(3) - ③ 園外保育時、その他、保育中の事故防止対策（安全確保）

◆事故発生時の報告と再発防止策

- 速やかに当該事実を都に報告する。

※死亡事案、重傷事故事案、食中毒等重大な事故が生じた場合、「認可外保育施設に対する指導監督要綱 実施細目」第4条第2項により報告を行うこと。

- 当該事故の状況及び当該事故に際してとった処置について記録をすること。
- 事故が発生した場合においては、再発防止策について職員間で検討し、共通理解を図る。

◆事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すること。

〔根拠法令等〕

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」7

2. 安全対策の徹底及び事故発生時の対応策

(3) - ④ 園外保育時、その他、保育中の事故防止対策（安全確保）

◆損害賠償保険

賠償責任保険に加入するなど、賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるように備えること。

◆死亡事故等重大な事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。

〔根拠法令等〕

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」7

2. 安全対策の徹底及び事故発生時の対応策

(4) - ① 感染症、食中毒等の予防対策

◆感染症への対応

- 乳幼児が感染症にかかった場合（疑いも含む）には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。
- 再登園時には、かかりつけ医とのやり取りをした書面の提出などについて、保護者に理解と協力を求めること。
- 治癒の判断を保護者に委ねないこと。
- 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、児童や保育従事者の間で共有せず、一人一人のものを準備すること。

〔根拠法令等〕

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1 「認可外保育施設指導監督基準」7

2. 安全対策の徹底及び事故発生時の対応策

(4) - ② 感染症、食中毒等の予防対策

◆衛生管理の状況

調理室、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理

- 食器や哺乳瓶、ふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌すること。哺乳瓶は、使用することによく洗い、滅菌すること。
- 調理室が清潔に保たれていること。
- 調理方法や配膳が衛生的であること。
- 食事時、食器類や哺乳瓶は、児童や保育従事者の間で共有しないこと。
- 原材料、調理済み食品（持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む）について、腐敗、変質しないよう冷凍または冷蔵庫を利用する等適切な措置を講じること。

* 常時5人以下の施設については、調理室に代えて調理設備を備えること。

〔根拠法令等〕

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」6

2. 安全対策の徹底及び事故発生時の対応策

(4) - ③ 感染症、食中毒等の予防対策

◆衛生管理の状況 (集団給食施設 1回の提供食数が20食以上の施設)

- HACCPに沿った衛生管理について

食品衛生法等の改正により、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設（以下「集団給食施設」という。）は、令和3年6月1日から、HACCPに沿った衛生管理を実施すること及び食品衛生責任者を選任することとされている。

- 営業の届出

集団給食施設の設置者又は管理者は、施設の所在地、名称等について、施設の所在地を管轄する保健所等に届け出なければならない。なお、調理業務を外部事業者へ委託する場合、施設の調理場を使用するか否かにかかわらず、受託事業者は通常の営業と同様に飲食店営業の許可を受ける必要がある。

- 食品衛生責任者の選任

集団給食施設の設置者は、食品衛生責任者を定めること。

〔根拠法令等〕

「食品衛生法」 「食品衛生法施行規則」

「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取り扱いについて」

「食品衛生施行令」

2. 安全対策の徹底及び事故発生時の対応策

(4) - ④ 感染症、食中毒等の予防対策

◆検便（健康管理）

- 調理、調乳に携わる職員には、月1回検便を実施すること。
- 雇入れの際及び当該業務への配置換えの際にも、事前に検便を実施すること。
- 施設の管理者はあらかじめ検便の結果を確認したうえで、調理や調乳業務に従事させること。
- 検便検査の結果を保管するなど、職員の体調管理に努めること。

〔根拠法令等〕

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」7

3. 保育の内容

- ◆乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫すること
- ◆安全で清潔な環境の中で、バランスの取れた健康的な生活リズムが保たれるように配慮された保育計画を定め実行すること。
 - ・日々の生活のリズムに沿ったカリキュラムを設定すること。
 - ・必要に応じ乳幼児に入浴、清拭をし、身体の清潔を保つこと。
 - ・沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮すること。
 - ・外遊びなど、毎日戸外で活動できる環境を確保すること。
- ◆テレビやビデオ等を見せ続けず、一人一人にきめ細かく相互応答的に関わること。
- ◆必要な遊具、保育用品等を備えること。

〔根拠法令等〕

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1 「認可外保育施設指導監督基準」5

4. 保護者との連絡等

◆保護者との連絡等

3歳未満児について原則連絡帳を作成し、毎日記入すること。

(体温、排便、食事の状況は、必ず記入する。)

*3歳以上児についても保護者に連絡を行う。口頭連絡でもよいが、重要な事項については、記録すること。

*保護者との連絡と同時に、保育者間の連絡事項も記録し、確実に引き継ぐこと。

◆保護者との緊急時の連絡体制

保護者への緊急時連絡、消防署・病院等の連絡先一覧を作成し、すべての保育従事者が容易にわかるようにすること。

◆保育室の見学

保護者と相互の信頼関係を築くため、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ可能な限り見学の要望に対応すること。

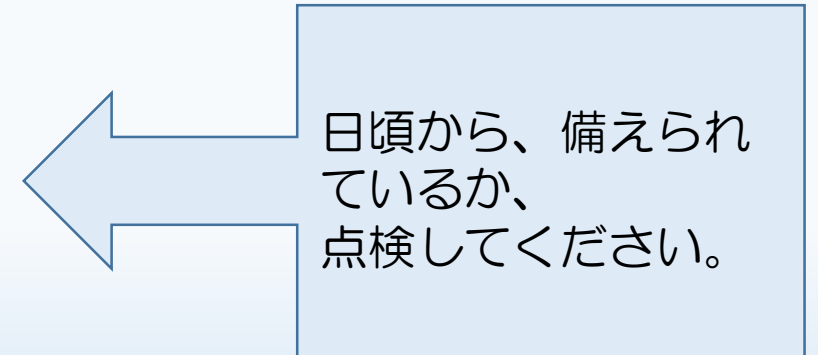
〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」5

5. 備える帳簿

◆保育内容（主な確認書類）

確認する書類
デイリープログラム
保育日誌
連絡帳（3歳未満児）
緊急連絡表
献立表（補食献立表も含む）
児童健康診断記録
児童票（氏名、生年月日、健康状態、在籍記録等）
児童に関する契約書



〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」 第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」 別表1「認可外保育施設指導監督基準」 5、9

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第61条」

6. 保育従事者の保育姿勢等

◆保育従事者の人間性と専門性の向上

- 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施するものとして、適切な姿勢であること。特に、施設の運営管理の任に当たる施設長については、その職責にかんがみ、資質の向上、適性の確保が求められること。
- 保育従事者の質の向上に努めるため、外部研修等への参加をすること。
- 保育所保育指針を参考に、計画的に保育の環境を構成し、工夫して保育を行うこと。

◆児童の人格に対する十分な配慮

- 児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない等、児童の人格に十分配慮すること。

〔根拠法令等〕

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表「認可外保育施設指導監督基準」10

7. 設置者の経営姿勢

- ◆入所する児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい保育を行うための適切な経営姿勢であること。
- ◆保育充実のために、関係法令及び基準を遵守し実行する、真に積極的な姿勢であること。
- ◆保育サービスを実施する責任者として適切な対応を行うこと。

〔根拠法令等〕

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表「認可外保育施設指導監督基準」10

8. 共通事項

◆職員の健康診断

- ・ 職員の健康診断を採用時及び年に1回実施すること。

◆医薬品等の整備

- ・ 必要な医薬品、その他の医薬品を備えること。
- ・ 最低限必要な物：体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類

◆事故発生時に適切な救命措置が可能となるよう、消防署が実施する救命講習を受講し、緊急通報訓練を実施すること。

- ・ 消防署等が実施する救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいること。
- ・ 関係機関への通報訓練(119番通報等)を1年に1回以上実施すること。

〔根拠法令等〕

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表「認可外保育施設指導監督基準」7